

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 雲仙市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
4,496	11,552	1,249	17,297

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	30,322	29,201	1,121	837	135	30,780	
一般会計等	30,322	29,201	1,121	837		30,780	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	387	288	99	876	-	920	144	法適用企業
国民健康保険特別会計	7,473	7,241	232	232	606	-	-	
老人保健特別会計	27	27	-	-	26	-	-	
後期高齢者医療特別会計	441	432	9	9	179	-	-	
簡易水道事業特別会計	799	732	67	14	222	3,458	2,064	
下水道事業特別会計	1,809	1,799	10	10	824	9,381	8,199	
と畜場特別会計	219	205	14	9	-	309	-	
国民宿舎事業特別会計	188	185	3	3	-	105	-	
温泉浴場事業特別会計	18	11	7	0	8	-	-	
公営企業会計等 計				1,153		14,173	10,407	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
島原地域広域市町村圏組合	2,064	2,025	39	39	39	670	-	一般会計
島原地域広域市町村圏組合	15,432	15,192	240	240	-	-	-	介護保険事業特別会計
南高北東部環境衛生組合	70	50	20	20	-	-	-	
南高北西部環境衛生組合	318	302	16	16	8	2,353	1,195	一般会計
県央広域圏西部地区塵芥処理組合	133	42	91	91	-	-	-	
雲仙・南島原保健組合	281	278	3	3	-	-	-	一般会計
雲仙・南島原保健組合	57	56	1	1	55	662	-	介護サービス事業特別会計
雲仙・南島原保健組合	2,220	2,207	13	13	165	1,510	255	病院事業会計
県央地域広域市町村圏組合	3,013	2,884	129	129	206	1,062	-	一般会計
県央地域広域市町村圏組合	52	13	39	39	-	-	-	ふるさと市町村振興事業特別会計
県央南広域環境組合	3,316	2,844	472	472	340	11,373	2,279	一般会計
長崎県市町村総合事務組合	17,823	15,458	2,365	2,365	16	-	-	一般会計
長崎県市町村総合事務組合	47	42	5	5	-	-	-	市町村会館管理事業特別会計
長崎県後期高齢者医療広域連合	1,809	1,798	11	11	10	-	-	一般会計
長崎県後期高齢者医療広域連合	187,383	181,720	5,663	5,663	1,588	-	-	後期高齢者医療事業特別会計
一部事務組合等 計				9,107		17,630	3,729	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
-									
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A
財政調整基金	1,268	1,271	3
減債基金	4,798	5,560	762
その他充当可能基金	4,235	4,108	△ 127
充当可能基金計	10,301	10,939	638

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A
実質赤字比率	5.10	4.83	△ 0.27	△ 12.63	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.89	11.50	0.61	△ 17.63	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.0	14.5	△ 0.5	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	61.7	35.1	△ 26.6	350.0		と畜場特別会計	-	-	-
財政力指数	0.32	0.31	△ 0.01			国民宿舎事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	88.3	86.8	△ 1.5			温泉浴場事業特別会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。